

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効につき
特別の立法措置を求める会長声明

1 平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、「本件原発事故」という）から2年3か月が経過した。

本件原発事故によって損害を被った被害者から東京電力への請求の本質は、民法第709条の不法行為に基づく損害賠償請求であるが、不法行為に基づく損害賠償は民法第724条前段において「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間」という短期の消滅時効により請求権が失われるとされている。本件原発事故による損害賠償にこの短期消滅時効の規定が適用されれば、あと9か月を経過すると消滅時効が成立し、損害賠償請求ができなくなるおそれがある。

しかし、本件原発事故により生活の基盤を根こそぎ奪われた被害者の多くはいまだ避難生活を余儀なくされている。不安定な避難生活の中で自らの損害を算定し、その賠償を受けられるようになるまでには、さらなる時間が必要である。

2 この点、今国会において、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断に関する法律」（以下「特例法」という）が成立した。

本件事故による損害賠償請求の流れは、まず東京電力に直接請求し、金額に納得ができなければ原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という）に和解を仲介するように求め、ここで和解ができなければ裁判所に訴訟を提起するようになる。この特例法は、消滅時効が成立する前に原紛センターに和解仲介の申立をしていれば、その手続中に消滅時効の期間が経過し、和解ができずに手続が打ち切られても、手続の打ち切り通知を受け取った日から1か月以内であれば、裁判所へ訴訟提起ができるとするものである。

しかしながら、本件原発事故による福島県の県内外への避難者は15万人を超

えるとされ、福島県外にも風評被害などの損害を被った者が少なからずいるが、原紛センターに和解仲介手続の申立をした被害者は平成25年6月時点で約2万9000名であり、被害者の一部に限られている。また、手続の打ち切り通知を受けてから1か月以内に訴訟を提起することは実際上とても困難である。このように、特例法が実質的に被害者の救済に結びつくものとは到底いえない。

特例法が不十分な立法措置であることは、特例法の成立にあたってされた附帯決議にも表れている。つまり、衆議院においては、「東京電力福島第一原子力発電所事故の被害の特性に鑑み、東日本大震災に係る原子力損害の賠償請求については、全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して検討を加え、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。」との附帯決議が、参議院においては、さらに一歩踏み込み、「平成25年度中に短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること。」との附帯決議されている。

- 3 以上を踏まえ、当会は、国に対し、不十分な立法措置にとどまることなく、本件原発事故による損害賠償請求権については、民法第724条前段を適用せず、3年間の短期消滅時効によって消滅しないものとする更なる立法措置を早急に講ずることを求めるとともに、10年間の債権消滅時効（民法第167条第1項）や20年間の除斥期間（民法第724条後段）についても、別途適切な立法措置を講じることの検討に着手することを求める。

2013（平成25）年6月18日

茨城県弁護士会

会長 佐谷道浩